

令和7年12月

上天草市農業委員会会議録

令和7年12月10日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和7年12月10日
午前9時30分開会
上天草市役所大矢野庁舎2階庁議室

1. 議事日程

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 日程第 7 議案第5号 非農地通知交付申請について
- 日程第 8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による使用貸借及び賃貸借契約、
利用権設定合意解約について
- 日程第 9 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。(9名)

会長 松岡 健二郎 職務代理者 蓮田 治住 4番 磯田 清俊 5番 岩崎 國重
6番 吉本 均 7番 岩本 俊治 8番 源 義通 9番 森口 邦雄
10番 濱崎 顯爾

(事務局)

局長 小松野 洋己 主事 徳淵 麻子 主事 睦田 将

2. 本日の欠席委員は次のとおりである。(1名)

3番 水野 武晴

1 開 会

事務局(小松野)

ただいまより、令和7年12月上天草市農業委員会総会を開会いたします。

本日は9名の農業委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をよろしくお願いいたします。

2 会長挨拶

議長(松岡)

皆さん、おはようございます。

(おはようございます。)

議長(松岡)

本日は12月の総会となります。大変お忙しい中にご出席いただきまして、ここに開催できますことを厚く御礼申し上げます。冬の気配がいよいよ濃くなり、朝晩の冷え込みも厳しくなってきました。年の瀬を控えて、何かと忙しい時期となりますが、体調管理に気をつけて元気に新しい年を迎えられますようお願いいたします。それでは本日も、慎重なご審議のほど、どうぞよろしくお願いしなして、開会の挨拶に代えさせていただきます。

3 議事録署名委員の指名について

議長(松岡)

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。8番、源委員、9番、森口委員、よろしくお願いします。

4 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長(松岡)

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について。1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局（睦田）

議案第1号、番号1番です。議案は2ページです。

本件につきましては、事前連絡もなく定刻を過ぎても現地確認の立会いに来られなかったため、内部規定により審議保留となりました。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。事務局から説明がありましたとおり、1番につきましては現地の立会いがなかったため内部規定により審議保留とし、次回以降に再審査することといたします。

続きまして、2番について事務局からの説明をお願いします。

事務局（睦田）

議案第1号、番号2番です。議案は2ページです。

申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町阿村字□□□△△△番外1筆、地目は畑、面積合計1,311㎡です。申請場所は図面1ページ②、詳細は4～7ページのとおりで、○○○○○からの南東の方向、直線距離で約7.8kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積はありません。また、労働力は2、農機具等は2です。権利の種類は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用することです。また、通作距離は自宅から自転車で6分程度であり、年間150日以上農作業に従事されることです。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのものであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、果樹を栽培予定とのものであり、周辺の営農条件への支障はないと思われま。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（岩崎）

議案第1号2番について、推進委員の岩崎が説明します。

昨日からの現地確認お疲れさまでした。今回の申請については今事務局から説明がありましたが、譲渡人と受人は親子関係であり同居家族です。家族内の所有権移転なので何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたが、皆さん方からご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、2番につきましては申請どおり承認することに決定

します。

続きまして、3番です。3番につきましては4番と関連しますので一括して審議を行います。事務局からの説明をお願いします。

事務局（睦田）

議案第1号、番号3番、4番は申請者が隣接する土地をお二方から購入する案件ですので、併せて説明します。議案は2～3ページです。

申請人は熊本市の個人です。申請地の物件表示は、番号3番は龍ヶ岳町大道字□□△△△番△、地目は畑、面積701㎡です。また、番号4番は龍ヶ岳町大道字□□△△△番△、地目は畑、面積777㎡です。申請場所は図面1ページ③④、詳細は8～9ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南西の方向、直線距離で約23.0kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積はありません。また、労働力は1、農機具等は2です。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用するとのこと。また、通作距離は拠点から車で5分程度であり、年間150日以上農作業に従事されるとのこと。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、タマネギ、ニンジン、ジャガイモを栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われ。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

10番（濱崎）

議案第1号、3番4番について、10番の濱崎が説明いたします。

まず順番として、4番から説明します。譲渡人のほうから譲受人のほうに、家が隣同士だったものですから、年も取ってきたので耕作ができないので耕作していただけないだろうかということで、まず譲受人のほうに話がたって、じゃあしましようということで話がまとまりました。そのついでに隣もありましたものですから、4番の譲受人のほうから3番の譲渡人のほうに打診されましたら、大阪のほうにいて帰ってくる予定もないのでいいですよということで2つがとんとん拍子でまとまった次第です。譲受人の住所が現在は熊本市東区のほうにありますけど、本人は大道の実家のほうにですね、現在母親と2人で暮らしてらっしゃるものですから、年明け早々には熊本市のほうから住所を移して本格的に大道のほうに住所を移してですね、農業を頑張りたいということですので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま3番及び4番の説明が終わりましたが、皆

さん方からご意見、ご質問はありませんか。

(異議なし の声あり)

議長 (松岡)

ご異議ございませんので、3番及び4番につきましては申請どおり承認することに決定します。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長 (松岡)

続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について。1番について事務局からの説明をお願いします。

事務局 (睦田)

議案第2号、番号1番です。議案は5ページです。

申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は松島町合津字□□△△△△番、地目は畑、面積203㎡です。申請場所は図面1ページ⑤、詳細は10～11ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約9.3kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場で、既に工事が完了しているため、資金計画はありません。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い、第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は行わず、排水については生活雑排水、汚水は発生せず、雨水はそのまま側溝に自然排水することです。造成中の被害防除については、既に工事が完了しているため、ありません。また、完成後の被害防除策については、周辺地への影響はないとのこと。

補足説明といたしまして、既に工事が完了しているため、始末書を添付していただいております。説明は以上です。

議長 (松岡)

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

8番 (源)

議案第2号の1番につきまして、8番源より説明申し上げます。

本件はですね、追認ということになっていきますとおり、申請人の親の代から駐車場にしてあったということで、申請人は今になってやっとわかったということでもあります。ずっと駐車場で当たり前という考え方でおりましたので何とか寛大なご判断をいただければと思います。よろしく申し上げます。

議長 (松岡)

ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたが、皆さま

んからご意見、ご質問はありませんか。

(異議なし の声あり)

議長 (松岡)

ご異議ございませんので、1番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、2番について事務局からの説明をお願いします。

事務局 (睦田)

議案第2号、番号2番です。議案は5ページです。

申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は松島町合津字□□□□△△△△番△△、地目は畑、面積204㎡です。申請場所は図面1ページ⑥、詳細は12～13ページのとおりで、○○○○から南西の方向、直線距離で約8.5kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅で、すでに工事が完了しているため、資金計画はありません。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い、第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は行わず、排水については生活雑排水、汚水は発生せず、雨水はそのまま側溝に自然排水することです。造成中の被害防除策については、既に工事が完了しており必要ありません。また、完成後の被害防除策については、周辺地への影響はないとのこと。

補足説明といたしまして、既に工事が完了しているため、始末書を添付していただいております。説明は以上です。

議長 (松岡)

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

8番 (源)

議案第2号の2番につきまして、8番源より説明申し上げます。

この件はですね、すでに亡くなられた申請人の旦那さんが、何十年前前にここに家を建てられた時に今現在の申請地を宅地として共されていたわけで、先日無断転用疑いの指導をした時に、そうですかということで、追認ということで今回の申請になったということですので、寛大なご判断をいただければと思います。

議長 (松岡)

ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたがけれども、皆さんからご意見、ご質問はありませんか。

(異議なし の声あり)

議長（松岡）

ご異議ございませんので、2番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、3番について事務局からの説明をお願いします。

事務局（睦田）

議案第2号、番号3番です。議案は5ページです。

申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は松島町合津字□□□□△△△△番△外3筆、地目は畑、田、面積合計1,070㎡です。申請場所は図面1ページ⑦、詳細は14～15ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南西の方向、直線距離で約8.5kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅で、既に工事が完了しているため、資金計画はありません。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い、第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は行わず、排水については生活雑排水、汚水は発生せず、雨水はそのまま側溝に自然排水することです。造成中の被害防除策については、既に工事が完了しており必要ありません。また、完成後の被害防除策については、周辺地への影響はないとのことです。

補足説明といたしまして、既に工事が完了しているため、始末書を添付していただいております。また、当申請においては筆界未定地△△△△番△を含めております。対象の筆の範囲は確認できませんが、公図にその一帯に存在することが確認できること、この筆を含む一帯に住宅が建築されているという現況から、農地ではなく住宅用地に供されていると判断することができます。よって追認により転用許可することが妥当と考えられます。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

8番（源）

議案第2号の3番につきまして、8番源より説明申し上げます。

本件はですね、申請人の父親の代から当地に住宅が建てられておりまして、申請人は知らなかったということが本音であります。これも指摘を受けての申請で追認ということですので、寛大なご判断をお願いしたいと思います。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま3番の説明が終わりましたが、皆さんからご意見、ご質問はありませんか。

7番（岩本）

意見ではないんですが、こういう追認の事案、昔々の話ですが、家を建てれば税務課か何課で面積を測って固定資産税をかけますよね、そこまでは良いけれど

も市役所内部の横の連絡、ここは登記はどうしてあるかなという確認をですね、その時して内部の情報を共有すれば、こういう案件は増えなかったと思います。どう思いますか。

8番(源)

あの、実はですね、ここではなかったんですが、他のところで無断転用案件の指導といえばあれですが、注意に廻ったところでは、市役所からの固定資産評価で、評価通知まで見せられて地目は変わっている、畑から駐車場になっているから良いんでしょう、と。いや違う、と。原本は畑、現況が駐車場ですから、登記簿を変えてもらわないと農業委員会としては駄目だからですねと言ったら、はあ、と言われたようなことで。今岩本委員からあるように、やっぱり市役所の内部のこともあるから税務課が、先ほど言われるように固定資産税の評価を変えるのならば、その時に農業委員会を通じてちゃんと登記まで変えてくださいとやっぱり税務課も言うべきと思います。今になって30年も50年も前の話をされること自体がおかしい話ですので。

議長(松岡)

今後の課題ですね、ひとつの。指摘をしても言うことを聞かれないケースもあるので、何らかの罰則がないと中々しない人がいます。

7番(岩本)

ひいては日本全国の問題になっているのではと心配します。

事務局(徳淵)

ご指摘その通りで、連携が良くなかった点、当時なされていなかった点、本当に我々が反省すべきところではあります。ただ、そこは重々承知した上で皆様にお願ひしたいのは、まず登記というのは現況が変わった段階で所有者が変更登記をするべきものと定められています。ですので、現状を変更したんだったら登記上の情報変更をする責任はあなたにあるんですよという啓発は農業委員さん方から皆様にしていっていただきたい。

推進委員(岩崎)

指導をしていないから、登記情報を変更していないので。本人に言うよりも、こちらから指導をしていなかったというのも問題ですよ。

事務局(徳淵)

税務課の課税地目変更届はあくまでも緊急対応なので。個人の財産は侵すべからずたるものというのは憲法に明記されている部分ですよ。ですから、我々手出しできない部分は正直あります。ですから、個人個人が自分の財産を守るために、あるいは、子孫に伝えていくために、現状に忠実に反映させて権利をちゃんと登記して行ってください。これを本当にお願ひします。というのを皆様にご理解いただきたいところです。よろしくお願ひします。

事務局(小松野)

事務局のほうからこの後、許可証を発行するんですけども、その際にも一

言、登記を変えないと地目変更になりませんのでということは文書でも口頭でもお伝えしているんですけども、中々失念する可能性もありますので、そこはご理解の上、対処いただければと思います。

議長（松岡）

色々ありますが、まだ残っている部分についてはですね、また巡回をお願いしたいと思います。できるところからしなければならぬと思います。
ほかにございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、3番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、4番について事務局からの説明をお願いします。

事務局（睦田）

議案第2号、番号4番です。議案は6ページです。

申請人は龍ヶ岳町の個人です。申請地の物件表示は龍ヶ岳町大道字□□△△△番△△、地目は畑、面積932㎡です。申請場所は図面1ページ⑧、詳細は16～17ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南西の方向、直線距離で約23.0kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については養殖漁業用倉庫で、事業資金は既に工事が完了しているため資金計画はありません。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い、第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は行わず、排水については生活雑排水、汚水は発生せず、雨水はそのまま敷地内に自然排水することです。造成中の被害防除策については、既に工事が完了しており必要ありません。また、完成後の被害防除策については、周辺地への影響はないとのことですが、万一争議が生じた際は申請者が誠意をもって対応することです。

補足説明といたしまして、既に工事が完了しているため、始末書を添付していただいております。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

10番（濱崎）

議案第2号4番について、10番の濱崎が説明いたします。

この農地の使用については、昨年町内の養殖業者がですね、廃業することになりましたので、同業者である申請人がそれを全部引き受けるという話がまとまったとのこと。その引き受けたところの資材とかの置き場所が困って急遽この土地に置いて倉庫を1棟建てたそうです。今後もまだ資材が増える予定で置かれ

ると思いますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま4番の説明が終わりましたけれども、皆さんからご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、4番につきましては申請どおり承認することに決定します。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（松岡）

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について。1番につきまして事務局からの説明をお願いします。

事務局（睦田）

議案第3号、番号1番です。議案は8ページです。

申請人は東京都の法人です。申請地の物件表示は、大矢野町登立字□□△△△△番△外7筆、地目は畑、牧場であり、面積合計1万401㎡です。申請場所は図面1ページ⑨詳細は18～19ページのとおりで、○○○○○から北東の方向、約3.0kmの辺りに位置しております。また、当申請においては△△△△番△という地番を含めていますが、現在分筆中であるため、図面上において申請地表示と集成図に齟齬が生じています。ご了承ください。申請内容及び事業計画については、転用目的は蓄電池施設用地で、資金計画では土地購入費や工事費等合計約△△△億△△△△万円を借入金为上回っており、問題ないと思われま

す。続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い、第2種農地と判断します。次に蓄電池施設に係る基準に則って説明いたします。まず、消防法ないし火災予防条例に則った許認可の状況は、当該施設は20kWhを超える電池容量がありますので消防法の許可申請が必要ですが、天草広域連合との協議の上、蓄電池設置後に申請を出すように指導を受けているとのこと。同じく、九州電力との接続契約についても「接続供給兼基本契約申込書」の写しを添付いただいております。また、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意、並びに抵当権者の同意を確認しております。

さらに、8月農業委員会総会の申合せのとおり、蓄電池や太陽光発電設備に際しての追加確認事項として、周辺住民の同意を得ることを要請しております。当申請においては、岩谷地区において令和7年7月13日住民説明会を実施し、その後代表者である岩谷区長に条件付きでの同意を確認しております。給排水計画

については、給水は行わず、生活雑排水、汚水は発生せず、雨水は、自然浸透及び排水施設の設置を行い排水するとのことです。造成中の被害防除については、造成を行わないため被害防除策はないとのことですが、もし被害が生じた際は申請人が責任をもって対応するとのことです。また完成後にも周辺地への悪影響はないとのことですが、もし被害が生じた際は申請人が責任をもって対応するとのことです。

補足説明といたしまして、事業面積が3,000㎡を越える申請であるため、今月23日に開催される熊本県農業会議主催の常設審議委員会にて審議していただく予定です。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（松岡）

議案第3号、1番について、推進委員の松岡が説明いたします。

この蓄電池用地の申請にあたってはですね、道路が近くにあり、民家が近くにない、送電線が近くにあるという条件が必要だそうで、この条件を満たす土地が最適であるということ、それと地主の方が売買を希望されていたということで話がまとまったそうでございます。事務局の説明通り造成は敷地内で済ませ雨水排水溝、貯水池を設置しますということで問題はないということでした。また住民説明会も実施され区費の支払いもします、それに市への固定資産税も当然払いますということで、また草刈り造成工事等も地元の業者に手配を予定していますとのことでありました。以上、私が見ても問題ないと思います。以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さんからご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、1番につきましては申請どおり承認することに決定します。

続きまして、2番について事務局からの説明をお願いします。

事務局（睦田）

議案3号番号2番、議案は8ページです。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□△△△△番△外1筆、地目は畑、田、面積合計1,471㎡です。申請場所は図面1ページ⑩詳細は20～21ページのとおりで、○○○○○から南の方向、約9.0kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場、資材置場です。資金計画では土地購入費や土地整備費用合計△△△万円を自己資金が上回っており、問題ないと思われま

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い、第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は行わず、生活雑排水、汚水については発生せず、雨水については道路側溝へ排水を行うとのことです。造成中の被害防除策については、既に工事が完了しており必要ありません。また、完成後の被害防除策については、周辺地への影響はないとのことです。が、万一争議が生じた際は申請者が誠意をもって対応するとのことです。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

4番（磯田）

議案第3号、2番について、4番、磯田が説明いたします。

この件につきましては、事務局から説明がありましたように、ここは第2種農地ですということでしたけれども、実は今年の4月に農振除外の申請がありまして、当時アパート建設をするということで申請されて、協議会で協議されて農振除外されたわけですが、実際いつまで経ってもアパートが建たないなというふうに思っていました。そのような中、今回また5条申請が行われたので、どういふことかなと感じておりましたけれども、譲渡人の話によりますと何年か前に脳梗塞で体が不自由になりましたということで、自分の娘がアパートを建てようという計画されたそうなのですが、さらに体が悪くなってアパート経営は難しいということで家族で話し合われたそうです。それでアパートは断念されて、近所の建設会社にお話をされたところ今回の売買の話が進んだというふうに聞いています。よろしくご審議の程をお願いします。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さんからご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、2番につきましては申請どおり承認することに決定します。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議長（松岡）

続きまして、議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）について。事務局からの説明をお願いします。

事務局（徳淵）

議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）について、議案は10ページです。

今回の促進計画は、農地中間管理事業を利用した新規及び再配分となるの貸借権が11件です。本計画における貸借の設定等を受ける者は、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うと認められることから農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第5項各号に掲げる要件を満たしております。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、本案について皆さんからのご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、議案第4号につきましては原案どおり承認することに決定します。

議案第5号 非農地通知交付申請について

議長（松岡）

続きまして、議案第5号、非農地通知交付申請について。1番につきまして事務局からの説明をお願いします。

事務局（睦田）

議案第5号、番号1番です。議案は14ページです。

申請人は明石市の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□□△△△番、地目は畑、面積2,837㎡です。申請場所は図面1ページ⑩、詳細は22～23ページのとおりで、○○○○○から西の方向、直線距離で約1.8kmの辺りに位置しております。申請地の現況については写真のとおりで、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われれます。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（二宮）

議案第5号の1番について、推進委員の二宮が説明します。

6日に磯田委員と一緒に現地確認を行いました。場所は□□□の農免道から入って100mくらいのところに位置しております。近くの位置から確認しましたが、説明があったとおり大きな雑木が生えておりまして非農地化はやむを得ないと思います。以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、2番について、事務局からの説明をお

願います。

事務局（睦田）

議案第5号、番号2番です。議案は14ページです。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□□△△△△番△△、地目は田、面積405㎡です。申請場所は図面1ページ⑫、詳細は24～25ページのとおりで、○○○○○から南東の方向、直線距離で約4.2kmの辺りに位置しております。申請地の現況については写真のとおりで、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われます。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（平山）

議案第5号2番について、推進委員の平山が説明します。

先週3日に吉本委員と2人で現地確認をしました。写真は航空写真ですがけれども、現地に向かうと道沿いから奥に向かってずっと雑木が生えていまして、申請どおり山林化しているということで、別に問題ないかと思ひます。以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、3番について、事務局からの説明をお願いします。

事務局（睦田）

議案第5号、番号3番です。議案は14ページです。

申請人は合志市の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町湯島字□□□△△△△番、地目は畑、面積240㎡です。申請場所は図面1ページ⑬、詳細は26～27ページのとおりで、○○○○○から西の方向、直線距離で約8.5kmの辺りに位置しております。申請地の現況については写真のとおりで、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われます。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（二宮）

議案第5号の3番について、推進委員の二宮が説明します。

こちら6日に磯田委員に同行いただきまして現地確認を行いました。当該農地は湯島の北側に位置しておりまして、現場の農地の近くに行っていたところたまたまですね、申請人のご主人がいらっしゃってちょっと話をすることができました。もう何十年も耕作はされておらず、近くの畑も全部荒れているということで現場の近くに行くことができませんでしたので海岸沿いの道から現場を確認しましたけれども、航空写真のとおり雑木が生い茂っておりまして非農地化はやむを得ないと思ひます。以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、4番について、事務局からの説明をお願いします。

事務局（睦田）

議案第5号、番号4番です。議案は15ページです。

申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町阿村字□□□△△△△番外1筆、地目は畑、面積合計517㎡です。申請場所は図面1ページ⑮、詳細は30～33ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南東の方向、直線距離で約7.8kmの辺りに位置しております。申請地の現況については写真のとおりで、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われます。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（岩崎）

議案第5号の4番について、推進委員の岩崎が説明いたします。

12月3日に松岡会長と現地確認に行ってきました。申請地は何年にもわたって耕作されていなくて、2か所とも雑木だらけでした。よって非農地化もやむなしかと思いました。以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、5番について、事務局からの説明をお願いします。

事務局（睦田）

議案第5号、番号5番です。議案は15ページです。

申請人は熊本市の個人です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△△△番、地目は畑、面積合計424㎡です。申請場所は図面1ページ⑭、詳細は28～29ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約5.2kmの辺りに位置しております。申請地の現況については写真のとおりで、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われます。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

8番（源）

議案第5号の5番について、8番の源より説明申し上げます。

本件につきましてはですね、松岡会長と今月に入りましてから現地を確認に行きました。今画面を見てもらいますと、画面の中に白いところがありますが、そのちょうど左側に白っぽく見えるのが水道の貯水池ですね、貯水タンクが□□地区ですけれども、そこまでは行けました。ところがその周りにはもう完全な山になっておりましてどこに行けばこういう場所があるのか見当もつかないような状況

でして、もう既に森林状態ですので、非農地化はやむを得ないと思います。よろしくをお願いします。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま非農地につきまして説明がございましたけれども、皆さん方からご意見、ご質問はございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、議案第5号につきましては申請どおり承認することに決定します。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（松岡）

続きまして、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による使用貸借及び賃貸借契約の解約並びに利用権設定の合意解約について。事務局からの説明をお願いします。

事務局（徳淵）

報告第1号です。議案は16ページになります。

今回の報告は11件、合計面積4万6,847㎡となっております。農地中間管理機事業による貸借の合意解約並びに利用権設定されていた農地について解約が確認されたものであり、個別の詳細は議案のとおりです。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま報告第1号の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご質問はありませんか。

（なし の声あり）

議長（松岡）

ご質問などありませんので、報告第1号につきましては報告どおりといたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（松岡）

続きまして、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の所有権取得の届出の受理について。一括して事務局からの説明をお願いします。

事務局（陸田）

報告第2号、番号1番です。議案は19ページになります。

届出人は福井市の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□△△△△番、地目は畑、面積396㎡です。申請場所は図面1ページ⑩、詳細は34～3

5ページのとおりで、〇〇〇〇〇から西の方向、直線距離で約4.5kmの辺りに位置しております。届出事由は、相続による所有権移転です。説明は以上です。

また、報告第2号、番号2番です。議案は同じく19ページです。

届出人は宇城市の個人です。申請地の物件表示は、龍ヶ岳町樋島字□□□△△△番△、地目は畑、面積319㎡です。申請場所は図面1ページ⑰、詳細は36～37ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約23.0kmの辺りに位置しております。届出事由は、相続による所有権移転です。説明は以上です。

議長（松岡）

ただいま報告第2号の説明が終わりましたけれども、皆さん方からご質問はありませんか。

（なし の声あり）

議長（松岡）

ご質問ありませんので、報告第2号につきましては報告どおりといたします。これもちまして、本日の総会の議案審議を全て終了いたします。慎重審議、誠にありがとうございました。

最後に事務局から説明がありますので、よろしく申し上げます。

（録音終了）

その他

（最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会）

閉会 午前10時25分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和7年12月10日

上天草市農業委員会	会長	<u>松岡健一郎</u>
上天草市農業委員会	委員	<u>源 義通</u>
上天草市農業委員会	委員	<u>森口邦雄</u>